

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 4 月 5 日 (火) 第300号の 3



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

### 教育委員会教育長告示

○技能教育のための施設の指定の一部改正

(高校教育課取扱い) 1

## 教育委員会教育長告示

### 鹿児島県教育委員会教育長告示第 1 号

平成28年 3 月 15 日鹿児島県教育委員会教育長告示第 1 号 (技能教育のための施設の指定) の一部を次のように改正し, 令和 4 年 4 月 5 日から施行する。

令和 4 年 4 月 5 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

2 を次のように改める。

- 2 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目  
(看護に関する科目)

連 携 措 置 に 係 る 科 目		連 携 措 置 に 係 る 科 目 に 対 応 す る 高 等 学 校 の 科 目	
専門基礎分野	人体の仕組みと働き	人体の構造と機能	
	栄養		
	薬理	疾病の成り立ちと回復の促進	
	疾病の成り立ち		
	保健医療福祉の仕組み	健康支援と社会保障制度	
看護と法律			
専門分野	基礎看護	看護概論	基礎看護
		基礎看護技術	
		臨床看護概論	
	成人看護	成人看護	
	老年看護	老年看護	
	母子看護	母性看護 小児看護	
	精神看護	精神看護	
	臨地実習	基礎看護	看護臨地実習
		成人看護	
		老年看護	
母子看護			
	精神看護		